

お知らせ・報告

<電話 080-4702-1960>

○多職種連携研修会「ACPを深めよう2」:3月1日(水)14:00~15:30 ハイブリット

ACPの啓発をメインにした多職種連携の研修会です。「ACP、それはいつでもACP！」をテーマに開催します。当日は、ガイダンス冊子を配布する予定です。場所は、此花会館の4階です。

○「各種書類の保存」:「大阪府医師会社会保険通報」(令和5年1月31日・第909号)によりますと、診療録はじめ各種書類の保存期間は、次の通りになっています。

各種書類の保存について

診療に関する書類の保存期間は、医師法、医療法、保険医療機関及び保険医療費担当規則などで決められていますので、ご注意ください。

※いずれも、診療が完了した日から起算

診療録	5年(医師法、担当規則)
エックス線写真	3年(担当規則)
院内処方箋	3年(担当規則)
検査記録	3年(担当規則)
各科診療日誌	3年(担当規則)
麻薬受払簿など関係書類	2年(麻薬取締法)

○「此花区内の子ども食堂」:子どもたちが安心して過ごせる環境づくりの一環として、「子ども食堂」があり、社会福祉協議会が支援しています。此花区では、現在西島、此花(春日出北)の両食堂が開設されています。今度新たに伝法、西九条の両地域で「こども食堂」がオープンする予定です。

○「子ども予防接種週間」:入園、入学前で保護者の予防接種への関心を高め、予防接種率の向上を図るために、3月1日(水)~7日(火)までが期間となっています。

♡「大阪法務局の移転」:現在大阪法務局の本局が、大阪府警察本部の隣に移転しています(大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎。谷町4丁目駅下車)。

♡「郵便切手類の交換(切手⇔葉書)手数料」:4月1日から、1回あたりの交換枚数が100枚以上の場合、値上げになります。1枚につき5円(99枚迄)、100枚以上は10円となります。

♡「バリアフリー展2023」:慢性期医療展、看護未来展、在宅医療展併設で、4月19日(水)~21日(金)、いずれも10:00~17:00、インテックス大阪で開催の予定です。

案内

◆大阪市新型コロナウイルス感染症一般相談センター:0120-911-585(24時間)

大阪市高齢者(65歳以上)専用ダイヤル:0120-911-921(8:00~22:00)

■おおさか介護サービス相談センター(苦情相談):06-6766-3800・3855(平日9:00~17:00)

■児童虐待ホットライン:0120-01-7285(24時間365日対応)

■消費者ホットライン:188(全国共通・局番なし、年末年始休)

■靈感商法等対応ダイヤル(合同電話相談窓口):0120-00-5931(平日9:30~17:00)

■警察庁性犯罪被害相談電話:#8103(シャープ ハートさん)

○此花区医師会訪問看護ステーション:四貫島 2-18-13・電話 6460-3356/FAX 6460-3358

ケアプランセンター併設で、看護師、作業療法士、主任ケアマネジャー(看護師資格)が在籍しております。受付時間は、9:00~17:00(土日祝・年末年始除く)です。

会内活動 ～色々な会議・研修会に参加しました。～

- ◆「**大阪市在宅医療・介護連携相談支援室活動報告会**」:2月4日(土)開催(於・中央公会堂)
基調講演の他、4ブロック別の活動報告、質疑応答等がありました。
- ◆「**此花区認知症初期集中支援推進事業関係者会議**」・「**此花区認知症ネットワーク会議**」:
2月9日(木)開催(於・総合介護医療施設あかつき) 認知症初期集中支援事業(相談件数:69件
<1月末現在>)、各種イベントの活動報告、事例報告などがありました。なお、オレンジパートナー登録
企業・団体は84か所になりました(1月31日現在)
- ◆「**広島県呉市医師会在宅医療・介護連携推進コーディネーターとの懇談**」:2月14日(火)開
催(於・北区医師会館) 在宅医療・介護連携推進事業に関して、種々情報交換等を行いました。
- ◆「**此花区居宅介護支援事業者連絡会**」:2月21日(火)開催(於・ふれあいセンター)
「特殊詐欺・悪質商法防止ガイドブック」を配布し、その注意喚起を行うとともに、多職種連携研修会
「ACPを深めよう2」(3月1日・水)の開催案内等をしました。
- ◆「**此花区認知症代表者級会議**」:2月21日(火)開催(於・総合介護医療施設あかつき)
認知症高齢者データの情報提供、認知症施策の取り組みや次年度方針等の報告がありました。
- ◎「**此花区在宅医療・介護連携相談支援室相談**」:医療機関紹介、戸籍に関する相談がありました。

トピックス

★**大阪府人生会議条例**:正式名称は『いのち輝く人生のため「人生会議」を推進する条例』で、大分
県に続いて、全国で2番目のACP条例になります。どちらも、人生会議の普及啓発を謳っています
が、特に大阪府では、若者世代への理解促進が重要とし、児童・生徒を対象に、公立・私立学校、P
TA等と連携し、施策実施をするよう旨の条文(努力規定)が入っています。4月1日施行です。

★**ALP(アドバンス・ライフ・プランニング)**:ACP(人生会議)は、事前の「医療介護計画」
を話し合う場(プロセス)でもあります。ALPIは、そのACPを包含する概念で事前の「人生設計」とい
え、これからの人生観・価値観を考えるものです。ですから、今後「どういうモットーで、どのように生き
ていくか、どのように暮らしていくか」が重要となってきます。

★**BCP(業務継続計画)**:自然災害、感染症のまん延など不測の事態が発生しても、重要な事業
を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を
示した計画のことです。令和6年4月1日より、全ての介護事業所に策定が義務化されます。

★**成年後見制度における市長申立て**:判断能力が不十分な認知症高齢者等のうち、身寄りがない
場合(おひとりさま)など、親族申立てが期待できない状況にある方について、その実情を把握しうる
立場にある市長に対し、審判の請求権を付与(市長が申立て)するものです。現在、この申立て件数
は、全体の約4分の1に上り、増加傾向にあります。<市長には、特別区・町・村長が含まれます。>

★**ペットロス症候群**:ペットと死別したり、ペットが行方不明になったり、盗難に遭ったりしたことなどを
契機に発生する心身の症状をいいます。現在少子高齢化を背景に、ペットを家族として扱う人が増
えています。ペットロスという苦しく、悲しい出来事が、飼い主に深刻な影響を与えてしまうのです。

<あとがき> 東風(こち)吹かば 匂ひおこせよ 梅の花 あるじなしとて 春な忘れそ(拾遺和歌集)

菅原道真公は901年、大宰権帥に左遷されます。この和歌は京の都を発つときの歌として有名で
す。九州の太宰府においては、都からの風は東風になります。一方で、「桜花 ぬしを忘れぬ ものなら
ば 吹き来む風に 言伝てはせよ」(後撰和歌集)という和歌もあります。どちらも菅公作ですが、梅は「飛
び梅」になりましたので、真偽はどうであれ、今年は「梅」のようにになりたいものです。